

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税12) 法人住民税・法人事業税(地方税(自動連動))(地方税8)
		② 上記以外の税目	事業所税
3	要望区分等の別		【新設】【単独】
4	内容		《現行制度の概要》 理容師等養成施設において行う技芸の教授については、通常課程(昼間・夜間課程2年以上、通信課程3年以上)は非収益事業として法人税が非課税とされている。
			《要望の内容》 平成30年3月から新設された修得者課程(昼間・夜間課程1年以上、通信課程1.5年以上)についても、法人税非課税措置を要望する。
			《関係条項》 法人税 (法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第30号二、法人税法施行規則第8条第1号) 法人住民税 (地方税法第25条第1項及び第2項、地方税法施行令第7条の4) 法人事業税 (地方税法第72条の5第1項、地方税法施行令第15条)
5	担当部局		厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:—
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。 《政策目的の根拠》 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定) 「理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

			<p>施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために他方の資格の養成課程を履修しやすくなるので、当該措置は有効である。</p>
10	有効性等	① 適用数	精査中
		② 適用額	精査中
		③ 減収額	精査中
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 精査中</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために他方の資格の養成課程を履修しやすくなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	全国の理美容師養成施設に修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくするためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措置を講ずることが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	理美容師法施行規則等の改正により、理容師または美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が修得者課程を履修する場合は、平成30年10月より試験の課目の一部が免除される。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		規制改革推進会議の委員は、理容師または美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、所要の措置を講ずるべきとの見解を、平成27年6月に示している。

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	—
----	------------------------	---